

2019年度 JABEE審査員研修会 講義資料

- 資料4-1 認定基準及び関連項目改定の解説
- 資料4-2 プログラム点検書・審査報告書の記載方法
- 資料4-3 審査報告書実例に基づく演習と解説

2019年 7月
クロス・ウェーブ船橋

資料4－1

認定基準及び関連項目改定 の解説 2019年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

■ 改定適用年度

- 2019年度の認定審査より適用
- 現基準からの移行のための経過措置はなし、今後、改定後の基準のみ適用

※ 改定は主に記述内容の整理・統合であり、新たに追加されたものはないため。

(c)に「情報技術」が追記： 数学、自然科学と並び、当該分野における専門的知識や応用能力の基盤

■ 改定の理由

1. 審査項目

項目数の削減

受審校側・審査チーム双方の負担を軽減

2. 審査方法

⇒ 大学評価（学位授与機構等）との重複回避による
負担軽減

⇒ 審査の質的向上

3. 他の審査・評価との関係

- ・ 高専専攻科の評価において JABEE認定を活用
- ・ JABEEと学位授与機構の 審査の共通化を検討中

■ 改定の目的

1. 「修了生のアウトカムズ保証を主眼とする教育の継続的改善システムが機能していること」を重視
2. 教育機関およびJABEE 双方の審査の負荷を軽減し、審査の質の向上につなげる

認定基準改定方針（1/3）

1. 基準小項目を現行認定基準より大幅に削減する
2. 基準大項目(1～4)の枠組は変えない
3. 基準1：学習・教育到達目標に含めることを求めている知識・能力観点(a)～(i)の大枠は変えない
4. 基準2：施設・設備等の教育環境や財源確保に関する取り組みは、プログラムにその影響が及んでいる場合には教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良いこととする

認定基準改定方針（2/3）

5. 基準3：学習・教育到達目標を全ての履修生が達成していることをプログラムが確認していること、
知識・能力観点(a)～(i)の具体的な内容を達成していることをプログラムが説明できること、
の2点を重視した審査（アウトカムズ評価の重視）
6. 基準4：継続的な教育改善の仕組みと運用に関しては、教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良い

認定基準改定方針（3/3）

7. エンジニアリング系学士課程、エンジニアリング系修士課程、情報専門系学士課程に対する個別基準(必須事項)：

- 当該認定種別および認定分野のプログラムとしての適切な学習・教育の量の確保は、共通基準で十分審査可能と判断し、共通基準2.1に対する個別基準（「学習・教育の期間」及び「内容が全体の60%以上」）を撤廃

建築系学士修士課程における共通基準2.1に対する個別基準(必須事項)：

- 学習・教育の量に関する記述（学習・教育の期間）を削除
- 修士課程の教育内容については残す

改定の主要な内容（1/4）

- 認定基準（共通基準／個別基準）：変更あり
 - 認定種別：変更なし
 - 認定分野（名称及び内容）：変更あり
 1. エンジニアリング系学士課程／修士課程
 - （旧）：材料及び関連のエンジニアリング分野
 - （新）：材料及び関連の工学分野
 2. 情報専門系学士課程
 - （旧）：IT(インフォメーションテクノロジー)分野
 - （新）：IT・CSec(インフォメーションテクノロジー・サイバーセキュリティ)分野
- （当分野の内容説明は次ページ）

改定の主要な内容（2/4）

■ 情報専門系学士課程のIT・CSec分野

「技術者教育認定に関わる基本的枠組」6.6(3)

この分野は、IT (Information Technology、インフォメーションテクノロジー)又はCSec (Cyber Security、サイバーセキュリティ)を専門領域とする技術者を育成するプログラムを対象とする。

改定の主要な内容 (3/4)

■ 判定段階を4段階から3段階に

[C]も含む

• 2018年度：適合(A)、懸念(C)、弱点(W)、欠陥(D)



• 2019年度：満足(S)、弱点(W)、欠陥(D)

■ 中間審査の審査項目を「弱点(W)」のみに

– 前回審査での判定が下記の点検項目

• 2018年度：弱点(W) 及び関連ある懸念([C])



• 2019年度：弱点(W)

改定の主要な内容（4/4）

■ 審査実施体制の見直し

- 一斉審査と個別審査の区別をなくし、
《審査団－審査チーム》の構成を全審査に適用
- 役割の名称を統一
「審査長」⇒「主審査員」
「審査員」⇒「副審査員」
- オブザーバーの名称を変更
「オブザーバー（研修者）」⇒「審査研修員」
「オブザーバー（視察者）」⇒「オブザーバー」

■ ドキュメント名称の統一

- 「一次審査報告書」
⇒「プログラム点検書（実地審査後）」
- 「二次審査報告書」⇒「審査チーム報告書」

認定基準（共通基準）項目の新旧比較

2018年度認定基準



2019年度認定基準

基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

(1), (2)

2⇒2

基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知

1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知

基準2 教育手段

2.1 教育課程の設計

(1), (2)

2.2 学習・教育の実施

(1), (2), (3)

2.3 教育組織

(1), (2), (3), (4)

2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法

(1), (2), (3), (4)

2.5 教育環境・学生支援

(1), (2)

15⇒5

基準2 教育手段

2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、
科目の設計と開示

2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進

2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施

2.4 アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の
受け入れ

2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示

基準3 学習・教育到達目標の達成

(1), (2), (3), (4), (5)

5⇒2

基準3 学習・教育到達目標の達成

3.1 学習・教育到達目標の達成

3.2 知識・能力観点から見た修了生の到達度点検

基準4 教育改善

4.1 教育点検

(1), (2), (3)

4⇒2

基準4 教育改善

4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示

4.2 継続的改善

4.2 継続的改善

分野別要件

分野別要件

認定基準(新旧の比較とねらい)【前文】

2018年度認定基準

この共通基準は… 技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定… プログラムは、以下に示す基準1～4をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。



2019年度認定基準

この共通基準は… 技術者教育を適切に設定・実施・評価・改善しているプログラムを認定… プログラムは、以下に示す基準1～4をすべて満たしていることを、根拠となる資料を用いる等により合理的に説明しなければならない。

「技術者」の定義は「技術者教育認定に関わる基本的枠組」2.2(1)にて定義されているため、基準から削除する。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準1】

2018年度認定基準



2019年度認定基準

1 学習・教育到達目標の設定と公開

(1) プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統…考慮され…社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。

1.1【自立した技術者像の設定と公開・周知】

プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準1】

2018年度認定基準



2019年度認定基準

1 学習・教育到達目標の設定と公開

(2) … 学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。… 学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮され …

(b) … 技術者が社会に対して負っている責任に関する理解

(c)数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力

1.2【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】

… 学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標(しるべ)となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮 …

(b) … 技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解

(c)数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力

(b)に含まれる「理解」の意味: 知識だけでなく、どう行動すべきかを正しく認識
(c)でいう「情報技術」の定義: 数学、自然科学と並び、当該分野における専門的知識や応用能力の基盤

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準2】

2018年度認定基準

2.1 教育課程の設計

(1) … 教育課程(カリキュラム)が設計され、… 各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。

(2) … シラバスでは、… その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。



2019年度認定基準

2.1【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】

… 達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。

必要事項のシラバス等による開示が不十分であっても速やかに改善可能であれば審査時に考慮する。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準2】

2018年度認定基準

2.2 学習・教育の実施

(1)シラバスに基づいて教育…

(2)学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保する…

(3)学生自身にも…自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。



2019年度認定基準

2.2【シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進】

プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する自身の達成度を継続的に点検・反映することを含む、主体的な学習を促す取り組みを実施していること。

主体的な学びへの誘導がなされているか、に重点を置く

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準2】

2018年度認定基準



2019年度認定基準

2.3 教育組織

- (1) … 適切な教育方法 … 十分な数の教員と教育支援体制…。
- (2) … 教員間連絡ネットワーク組織 …
- (3) 教員の質的向上を図る取り組み(ファカルティ・ディベロップメント) …
- (4) 教員の教育活動を評価する仕組み …

教育組織・体制に柔軟性を認めつつ、組織的かつ安定して教育が行われているか、に重点を置く

2.3【教員団、教育支援体制の整備と教育の実施】

プログラムは、上記2.1項、2.2項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制を整備していること。この教育支援体制には、科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組み、及び、教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みを含むこと。加えて、プログラムは関係する教員にその体制を開示していること。なお、教員団及び教育支援体制に関する勘案事項を必要に応じて個別基準で定める。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準2】

2018年度認定基準

2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法

- (1) … 必要な資質を持った学生を入学させる … 選抜 …
- (2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合 … 履修生の決定 …
- (3) … 学外から … 履修生の編入 …
- (4) … 履修生の異動 …



2019年度認定基準

2.4【アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ】

プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。

学生の受け入れ・異動に関する基準

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準2】

2018年度認定基準



2019年度認定基準

2.5 教育環境・学生支援

2.5【教育環境及び学習支援環境の運用と開示】

(1) … 必要な … 施設、設備
… 財源確保への取り組み
…

(2) … 理解を助け、学生の勉
学意欲を増進 … する仕組み
…

適切に点検可能であれば大学全体のものでも構わない。
維持・運用・更新が順番に行われる場合も含む。

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、教育の実施及び履修生の学習支援のために必要な施設、設備、体制を保有し、それを維持・運用・更新するために必要な取り組みを行っていること。その取り組みをプログラムに関わる教員、教育支援体制の構成員、及び履修生に開示していること。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準3】

2018年度認定基準

3 学習・教育到達目標の達成

(1) … 評価方法と評価基準に従って、… 達成度が評価 …

(2) … 他の高等教育機関等で取得した単位 … 編入前に取得した単位 … 単位認定 …

(3) … 達成度を総合的に評価する方法と評価基準 …

(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。

(5) 修了生が … 基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。

学習・教育到達目標の達成
という観点から評価



2019年度認定基準

3.1【学習・教育到達目標の達成】

プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。

3.2【知識・能力観点から見た修了生の到達度点検】

プログラムは、学習・教育到達目標を達成した全修了生が学習・教育到達目標に含めた知識・能力観点(a)～(i)の内容を獲得していることを、点検・確認していること。

認定基準(新旧の比較とねらい)【基準4】

2018年度認定基準



2019年度認定基準

4.1 教育点検

(1) … 教育活動を点検する仕組み …

(2) … 社会の要求や学生の要望にも配慮 … 仕組み自体の機能も点検 …

(3) … 記録を … 教員が閲覧できること。

4.2 継続的改善

… 仕組み … 活動

機関認証評価でも求められるので、適切に点検可能であればプログラム独自のものでも構わない

4.1【内部質保証システムの構成・実施と開示】

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施しており、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含むこと。

4.2【継続的改善】

プログラムは、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。

1. 満足（略号「S」） — 従来の「適合(A)」、「懸念(C及び[C])」
認定基準を満たしている。

2. 弱点（略号「W」） — 従来の「弱点(W)」
認定基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。

3. 欠陥（略号「D」） — 従来の「欠陥(D)」
認定基準を満たしていない。
点検大項目に「欠陥」が含まれる場合は、プログラムは認定基準に適合していないと判定

点検・審査の判定(SWD)の段階と判定の目安(1/2)

SWDの定義

- 従来の「AとC」が「S」に
- 完璧性を求めるものではない
 - ただし、継続的改善が必要
- 弱点(W)となる代表例
 - 数年以内(6年未満)に危うい状態になる恐れが高い
 - 教育の質保証システムとして危うい
- 満足(S)となる代表例
 - 今後6年間、よほどのことがない限り適合状態が継続する
 - 認定基準への適合性を高める取り組みを行っており、その取り組みの実効性が審査時に確認できる

点検・審査の判定(SWD)の段階と判定の目安(2/2)

- 目安の構成
 - 認定基準全体の目安(共通ループリック)
 - 基準項目ごとの目安(個別ループリック)
- 目安公開の狙い
 - プログラムの自己点検や自主的・継続的改善の指標
 - 審査時の判定の指標
- 従来 of 解説にあった、チェックリスト「基準〇で審査される項目は、次のとおりである」は廃止
- 自己点検書、プログラム点検書・審査報告書も基準項目単位

基準項目の要素への対応に強弱があってもよく、
基準項目全体としての適合状況を判断する

判定の目安(共通ルーブリック)

判定段階	満足 (S)	弱点 (W)	欠陥 (D)
判定段階の定義	当該点検項目又は点検大項目が認定基準を満たしている。	当該点検項目又は点検大項目が認定基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対応を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。	当該点検項目又は点検大項目が認定基準を満たしていない。点検大項目に「欠陥」が含まれる場合は、プログラムは認定基準に適合していないと判定される。
判定段階の目安	認定基準の該当項目に記されている要求事項を適正に実施しており、 <u>審査年度を含み今後6年間程度継続的に実施・改善するための仕組みが整っている。</u> 記載の要求項目の全てについての適合を自己点検書又は実地で根拠をもって示されていることが確認でき、総合的に判断して基準への適合が認められる。 <u>この中には認定基準への適合の度合いを強化することに対して、プログラムの継続的改善が進行中のものも含む。</u>	認定基準の該当項目に記されている要求事項を実施しているが、 ● 一部不足している ● 一部誤っている ● 一部の根拠が提示されていないか不明瞭である ● 組織ではなく個人の努力で支えている等の弱点がある、もしくは、<u>審査年度を含み以降の6年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていない。</u>基準ごとに記載の要求項目のいずれかについて弱点があることが確認され、改善のための対応が必要であり、迅速な対応が求められると認められる。したがって、6年間を待たずに中間審査により基準への適合を確認する必要がある。<u>ただし、この対応をプログラムの継続的改善に任せられると認められる場合には (S) の判定となる。</u>	認定基準の該当項目に記されている要求事項を ● 実施していないか、著しく不足している ● 実施に重大な誤りがある ● 実施している根拠が提示されていない 等の欠陥がある。基準ごとに記載の要求項目のいずれかに欠陥があることが自己点検書又は実地で確認される、もしくは、(S) 又は (W) と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

プログラムの質向上を目指す確実な取り組みを妨げない。

「適合性」の程度は数値で表現せず、プログラム運営組織が自己点検書や閲覧資料などで主張した「適合性」を審査チームが判断する。

判定の目安（個別ループリック）

認定基準への適合が数年(6年)以内に危うくなる恐れが強い

満足 (S)	弱点 (W)	欠陥 (D)
◇ 学習・教育到達目標 自立した技術者像への標としての位置付けを持つように適切に定められている。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 学習・教育到達目標に、適切な水準で具体的に含まれている。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 適切に考慮されている。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 <u>審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は教育の実施に支障がない時点</u>で適切になされている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 学習・教育到達目標 不安定・不明瞭な部分があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 ● 学習・教育到達目標への反映が<u>十分でなく</u>、迅速な対処が必要である。 ● <u>一部の</u>学習・教育到達目標において、対応する知識・能力観点(a)～(i)の<u>具体性が不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 対応の<u>合理性が一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 <u>一部不足や誤り</u>があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 継続的に行われる見込みが低い。	◇ 学習・教育到達目標 ● 定められていない。 ● 自立した技術者像への標になっていない。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容反映 学習・教育到達目標への反映に、具体性を含めて重大な不足がある。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 学習・教育到達目標に全く考慮されておらず、そのことに対する合理性が見いだせない。 ◇ 学習・教育到達目標が公開・周知 なされていない。

迅速な対処により
適合を維持できる見込みが高い

現時点で認定基準に適合していないことが明らか
OR
認定基準に適合している説明・根拠を見いだせない

判定の目安(SとWの分かれ目)

S判定

自己点検書や実地で

- 基準に適合
 - 適合の度合いを強化するために、継続的改善が進行
 - 改善効果が近々表れ、中間審査を不要と判断できる段階
- のいずれかの状態であることを確認できた場合。

W判定

若干弱かったり不足している部分を含んでいるが、項目全体について総合的に判断すると適合しており、

- 適切な改善の計画が策定されていない
- 適切な改善が計画されているが、実施されていない
- 適切な改善が計画・実施されているが、中間審査を設定して改善の進行状況を審査する必要がある

ことを確認できた場合。

改善の進行状況、見通しがS・W判定の分かれ目になる場合がある。
→プログラム運営組織自身による不断の自己点検・継続的改善が重要
(JABEEの審査を受けてからの改善ではW判定)

共通基準、個別基準(必須事項)、 個別基準(勘案事項)の位置付け

- 認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定については個別基準を加味した共通基準について行う。
- 個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る(「基本的枠組」2.1)。
「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準(必須事項)」、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」を「個別基準(勘案事項)」と称する。

個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)と審査との関係

- 個別基準(必須事項)を含む共通基準は認定基準における審査項目となるため、プログラム運営組織関係者はこれらへの適合の度合いを自己点検書に記載しなければならず、審査関係者はその記載をもとに、必要に応じて実地で確認の上、判定する。
- 個別基準(勘案事項)は審査項目そのものではないため、審査関係者は個別基準(勘案事項)への適合の度合いを直接確認したり、判定したりしない。しかし、プログラム運営組織関係者は、個別基準(勘案事項)が関係する共通基準に対応する自己点検書の個所において、プログラムへどのように勘案しているかについて説明することが求められる。

個別基準(勘案事項)への完全対応をJABEEは求めていないし、審査員は求めてはならない。

個別基準(勘案事項)は当該審査種別・分野において標準的と思われる内容のため、それとの異同やその理由の説明はプログラムに求められる。

基準項目の解説

基準の構成

- 基準 1 目標の設定
- 基準 2 目標達成に向けたプログラムの構築と遂行
- 基準 3 目標達成の確認
- 基準 4 システムの点検と改善

旧基準の3(3)の要素（達成度を総合的に評価する方法と評価基準の設定と開示）が新基準2.1【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】に組み込まれた

認定基準の解説

基準各項目では、

- 当該項目が意図するところ

何を当該項目で
審査するのか

- 用語の定義

推奨していること、
していないこと

- 留意点

- 点検書・報告書の記載内容

- 判定の目安

について記されている。

基準項目への適合度合いをど
のように記してほしいのか

認定基準全体の「判定の目安」に基づく
基準項目ごとの目安
(当てはまらない場合等は全体の目安の
考え方にに基づき判定)

【意図】

プログラムによる学習・教育の前提となる「育成しようとする自立した技術者像」の公開と周知が適切になされているかどうか

【点検書・報告書の記載内容】

審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は入学時点以降にプログラムが公開した全ての自立した技術者像の説明と公開及び周知方法、周知の確認状況、及び技術者像策定の手続きの概要が、**判断できる根拠に基づき**、認定基準への適合の度合いを点検

基準1.1の補足：周知の確認方法

学生への周知状況を確認するために、実地審査時に面談で学生に周知状況を尋ねることはあり得るが、その目的は当該学生が記憶しているかどうかではなく、プログラムによる実施状況が自己点検書等に記載されている通りなのかどうかを確認するためである。

【定義・留意点】

(b)の「理解」の範囲

知識の修得だけでなく、どう行動すべきかを正しく認識していることを意味しているが、そのような場面に遭遇した場合に必ずそのような行動をとるかどうかは含まない

(c)の「情報技術」の範囲

どの分野でも求められるITやICTの基盤的なもの

【点検書・報告書の記載内容】

審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学時点で適用されていた学習・教育到達目標とそれ以降に定めた全てのものについての説明、学習・教育到達目標に知識・能力観点(a)～(i)が水準を含めてどのように含まれているかを判断できる資料、学習・教育到達目標の周知方法並びに周知の確認状況、及び、学習・教育到達目標策定の手続きの概要、がわかる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを記載

【意図】

こちらの方に重みを置いている

- ◎ 学生が学習・教育到達目標を達成できるカリキュラムをプログラムが適切に設計しているか
- ○ 適切に設計されたカリキュラムの内容をプログラムに関係する教員及び学生に適切に開示しているか

基準2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育 課程、科目の設計と開示(2/2)

「単位の実質化」はJABEE
以外でも問われている

【留意点】

カリキュラムに対する量的基準(授業時間数や学修時間数等)を本基準項目は含まないが、高等教育としての法令上の要件は当然満たしていること一部の科目で(評価基準の)明確化等が不十分な状態の場合には、学習・教育到達目標達成にとっての当該科目の重要性を考慮の上、本基準項目への適合の度合いが判定される。この観点から、審査では、明確化等の状況を全ての科目についてシラバス等で点検・確認するのではなく、プログラムとしての明確化等の状況の全体像、及び、学習・教育到達目標達成に重要性が高い科目について自己点検結果を確認したり、シラバス等によってその妥当性を点検・確認することが求められる。

基準2.1の補足：教育課程と早期卒業との関係

- 認定基準には、記されていないが、学士課程プログラムは4年間、修士課程プログラムは2年間のカリキュラムがそれぞれ設定されている必要がある。
- ただし、優秀な学生が3年間で標準4年間の教育課程を修めて所定の単位を取得し、学習・教育到達目標を達成し、かつ大学が学士号を授与する場合は、従来から修了生として認めている。
- 一方、学士号を授与せずに大学院に進む場合は修了生から除くようプログラム運営組織にお願いしている。

【定義・留意点】

- 「主体的な学習を履修生に促す取り組み」とは、CAP（履修登録単位数の上限設定）制の趣旨に基づく科目ごとの十分な学習時間の確保、事前学習・事後学習に対するシラバス等への記述を通じた教育方法改善の教員への機会提供、学習・教育到達目標に対する自身の達成度の振り返りの履修生への機会提供、授業アンケート等による実状把握等、広い意味で履修生が自ら進んで学習するように促すためにプログラムが保有し、運用する仕組み
- この仕組みによって主体的な学びへの誘導がプログラムとして適切になされているか、に（基準項目への適合性判断において）重点を置く。個々の履修生に関する詳細な学習状況の調査を本基準項目では求めない。また、この取り組みがプログラムが所属する高等教育機関が保有、運用するものであっても構わない。

基準2.2の補足：主体的な学習の促進

- ・ シラバス、ガイダンス、授業方法等での促進状況
- ・ 学生が主体的に学習できる環境の整備状況

などを用いて自己点検書等で説明されている状況について、個々の学生ではなくプログラム全体としてどのように促進しているのかを確認する。

個々の学生の主体的な学習状況を確認するのは困難であるし、認定基準にとっては全体の状況を確認する方が重要性が高い。

【留意点】

分野毎に異なるので要確認

- 関係法令が定める要件を満たすことの前提の下で、教員団及び教育支援体制には柔軟性を認め、本基準項目によって画一的な要件を課すものではない。
- 当該分野における技術者教育担当者として標準的又は推奨される資格や経歴等がある場合には、それらを参考にする~~こと~~は大いに推奨される。当該分野に関する個別基準勘案事項の他、当該分野の審査チーム派遣機関を担当する学協会等が公表している情報の有無及び内容を参考にする~~こと~~。
- 教員の教育に関する質的向上を図る取り組み（FD）は、授業方法の改善の他、教育に関する活動を評価した上での授業設計、評価方法、評価基準等広く教育に関して教員の能力向上を図る取り組みを意味する。教員の教育に関する活動を表彰等で評価するだけでは適合の度合いは不十分であり、プログラムの教育に関する質的向上につなげる仕組みであることが求められる。

【定義・留意点】

- 「受け入れ」とは、入学、編入学(学士入学を含む)、転入学
- 共通教育等を経た後に履修生としての身分が確定(登録)する場合には、共通教育開始時における当該プログラムを含む教育プログラム全体に対するアドミッション・ポリシーと、当該プログラムに対するアドミッション・ポリシーの両者が必要
- 認定対象が本科4年次から専攻科2年次に至る合計4年間の修学期間を有する教育課程である高等専門学校においては、本基準項目における共通教育開始は本科入学時

【定義・留意点】

- 学生がカリキュラムに基づく教育に必要な資質を持っているかどうか、（受け入れ時に）必ずしも明確ではない場合には、リメディアル教育(development education)等への取り組みを含めて受け入れ方針や実際の受け入れ状況を（自己点検書で）説明する
- 方法別の受け入れ人数の多少や、受け入れ後に自主的に、あるいは規則等により強制的にプログラム履修生としての身分から離れる人数の多少は問わない。一方、アドミッション・ポリシーとそれに基づく受け入れが標準学習期間での学習・教育到達目標達成に適切に整合しているかどうかについての、プログラムによる点検と必要な改善は基準4に含まれることに留意する。

プログラムから離れる学生数が多いというだけで本基準項目に適合していない、とは判断しないが、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を有していない学生を受け入れている状態が続いているのであれば、プログラムの自己点検・継続的改善機能に問題があると判断する場合がある。

【意図】

- ◎学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境及び学習支援環境を保有し、かつそれらの環境が将来にわたって安定的であるか
- 関係者への開示が適切か

基準2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示

【留意点】

- プログラムが所属する高等教育機関が主体となっていて行っている運用と開示がプログラムにとって十分であれば、プログラム独自の取り組みは不要
- 開示の内容(幅と深さ)が教員、教育支援体制の構成員、学生でそれぞれ異なっても構わない。開示の観点としては、それぞれの立場の者が適切な教育環境の下で必要な支援を受けることができるか
- 法令等により定められていることに加えて、学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムの適切な実施のために行っていることについて重視する。法令等により定められていることを満たしていることが他の評価機関にて審査された資料等がある場合には、それを活用して構わないし、活用を推奨

他の評価機関がJABEEの認定結果を活用している場合、その部分はJABEEの審査に活用不可(堂々巡りにしない)

【意図】

個々の科目ごとの達成度評価、及び、修了時点で修了生が全ての学習・教育到達目標を達成したことの点検・確認

【留意点】

審査員は全科目の根拠を要求・確認せず、プログラムがどのように状況確認しているのかの説明・根拠を求め、主要科目についてその説明・根拠と整合しているかを確認する。

- 全ての科目の達成度評価が適切に行われていることの詳細な根拠提示を一律に求めることはしない。 個々の科目の達成度評価の実施状況をプログラムがどのように確認しているかについて、その確認方法と実態が合理的かを観点とする。この観点に基づき、学習・教育到達目標達成にとって主要である科目については、科目ごとの達成度評価がシラバス記載の方法の通り実施されているかを確認するために、主要な評価対象物(テスト答案、レポート等)の合格水準のものを、必要に応じて実地審査において閲覧する。

基準3.1の補足：履修生の身分変更(1/2)

「学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的あるいは規則等により強制的にその履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない。」

「履修生の身分を失う」とは以下を想定している。(修了条件を満たさないため就学延長し、翌年の修了を目指す場合にはプログラム履修生の身分のまま)

- 学生が自らの意思によりプログラムから退く。
- プログラム運営組織が予め定めた履修条件・進級条件等を満たさない履修生をプログラムから退かせる。

基準3.1の補足：履修生の身分変更(2/2)

審査対象プログラムの履修生の身分を喪失した学生の進路は、審査の対象外である。

- 他のプログラムに移りたいなどの学生の選択を妨げないように、基準3.1はこのような状況があることを認めている。
- 一方、履修生の身分を失う学生があまりにも多い場合、プログラムの内容に何らかの問題がある可能性が浮上する。このため、そのような学生がどの程度いるのか、その原因は何か、プログラムに原因があるのであれば改善策を講じているのか、などの自己点検と継続的改善の状況を基準4で判断する。

【意図】

基準3.1で点検・確認した学習・教育到達目標の達成を通じて、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)も漏れなく達成していることをプログラムが点検・確認しているか

【留意点】

- 学習・教育到達目標への知識・能力観点(a)～(i)の含め方はプログラムの考えに基づくものであり、プログラムの自主性に委ねられている。このため、プログラムには知識・能力観点(a)～(i)と学習・教育到達目標との関連付けを踏まえた点検・確認が必要
- 一つの学習・教育到達目標に複数の知識・能力観点が(程度の大小もあって)含まれている場合、当該学習・教育到達目標の達成の評価方法と評価基準によって、全ての知識・能力観点を漏れなく獲得できるプログラムとなっていることを点検・確認していることが必要
- また、複数の学習・教育到達目標に一つの知識・能力観点が分割されて含まれている場合は、関連する学習・教育到達目標の達成を総合的に確認することが必要
- 点検・確認結果を修了生や関係者に開示することまでは求めている。

【意図】

内部質保証システムに基づき、基準1～3の適合の度合いを含むプログラムの教育活動をどのように点検して現状の教育の質を保証し、かつ、その結果を関係者に開示しているか。

基準4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示

【留意点】

- プログラムを適切に点検可能であれば、プログラム独自のものではなくプログラムが所属する高等教育機関が組織的に教育活動を点検している仕組みと内容で構わない。
- 本基準項目でいう「組織的」とは、プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関が責任を持って行うものを意味する。
- 大学評価等、他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が基準1～3の観点でプログラムを一つの単位として組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示しているのであれば、その実施・開示をもって本基準項目との適合の度合いを自己点検して構わない。ただし、他の認証評価で求める「第三者評価」としてJABEEの審査・認定を用いている場合には、堂々巡りの引用関係にならないことが必須である。

基準4.2 継続的改善(1/2)

【留意点】

- 改善の具体的な結果が出ていない場合には、点検結果を把握した時期、改善策を検討した時期、具体的に改善に着手した時期等に基づき、継続的改善の活動として十分かどうかを判断する。

基準4.2 継続的改善(2/2)

【留意点】

- 基準4.1及び本基準項目の適合の度合いが
 - 十分であれば、全ての基準に則してプログラムの教育活動を点検、維持又は向上させる仕組みを持ち、かつ、それに関する活動を適切に行っているので、各基準項目との適合の度合いが継続的に向上することが期待される。この意味で、基準4.1及び本基準項目との適合の度合いは、他の基準項目の適合の度合いを判断する際の参考になる。
 - 十分ではない場合には、他の基準項目の適合の度合いの評価に影響を与える。例えば、現状の教育活動の点検に基づき維持・改善する仕組みが十分ではないため適合の度合いが維持できない恐れがあると判断される場合等

まとめ

- 今回の基準改定は項目の整理・統合が改定の中核であり、前基準に則して継続的改善を進めているプログラムの新基準への対応は容易と考えられる。したがって、経過措置期間は設けていない。
- 基準改定が有効に機能するためには、審査員及びプログラム運営組織関係者が改定の内容を十分理解しておくことが重要。

認定基準及び関連項目改定 の解説 終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブ
サイトの「認定・審査」ページから！

審査にあたっては、あるいは審査研修員としての参加にあたっては
必ずその年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

<https://jabee.org>

資料4-2

プログラム点検書・審査チーム 報告書の記載方法 2019年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

プログラム点検書・審査チーム報告書

EXCELファイルで3種類あります

■プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】

■プログラム点検書（実地審査前）

■プログラム点検書（実地審査最終面談時）

■プログラム点検書（実地審査後）

■審査チーム報告書

■分野別審査報告書〔分野別審査委員会が作成する〕

■最終審査報告書〔認定・審査調整委員会が作成する〕

I. プログラム点検書（実地審査前） プログラム点検書（実地審査前） 【審査員記入用】

審査の流れと審査チームが作成する文書

すでに終了： 自己点検書の受領



いまここ：

プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】
の配布

配布中、配布するつもり、配布された、他の方法もあり。



次やること：

プログラム点検書（実地審査前）ファイルを開く

◎ 標準工程表を作成しよう（主審査員）

1：主審査員による準備作業－【審査員記入用】の作成指示

- 審査メンバーに対しそれぞれ異なる審査員記号（A, B, X, ・ ・ ・等）を割付ける

プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】 【未確認事項と手配依頼】

審査員 記号	番号	点検項目	チェ ック	《参考情報》 自己点検書の記述内容 (基準への適合状況の説明)	《参考情報》 自己点検書の記述内容 (根拠資料)	自己点検書により確認できた基 準の要求事項とその根拠資料	自己点検書では確認できない基 準の要求事項	実地審査前に送付 補足資料
A	1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開 【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。						
A	.1							
A	.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。 この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標(知識・能力観点(a)～(d))のを含み、かつ、(a)地場産業・社会の発展に貢献する能力、(b)技術が社会や自然者の社会に対する貢献、(c)数学、自然科学及らを応用する能力、(d)当該分野においてらを応用する能力						

全審査員は自分の記号を入力

審査員記号又は番号でソートするかフィルタをかけることにより審査員ごと又は点検項目ごとの判断を抽出可能

2：主審査員による準備作業 - 【標準工程表の作成】



審査の流れと審査チームが作成する文書

次やること：

プログラム点検書（実地審査前）ファイルを開く

◎ 標準工程表を作成しよう



その次やること：

審査員の意見をプログラム点検書（実地審査前）ファイル：「未確認事項と手配依頼」シートにまとめよう（主審査員）。概ね8週間前。



プログラム点検書（実地審査前）ファイルの「未確認事項と手配依頼」シートに記入した「プログラム点検書（実地審査前）」をプログラム運営組織に送付しよう。（送付の日程を厳守しよう）

「未確認事項と手配依頼」シートー 内容

あらかじめ自己点検書の関連部分の内容を記載（コピペ）しておけば、後の作業が効率化できる。
（使用するかどうかは各審査チームが判断）

自己点検書の内容を精査して下記を明確にし、プログラムへの依頼事項をまとめる。

- ・確認できたこと／確認できないこと
- ・実地審査前に送付を希望する補足資料
- ・実地審査で確認する資料
- ・面談対象者と面談内容

プログラム点検書（実地審査前）【未確認事項と手配依頼】

番号	点検項目	チェック	《参考情報》 自己点検書の記述内容 （基準への適合状況の説明）	《参考情報》 自己点検書の記述内容 （根拠資料）	自己点検書により確認できた基準の要求事項とその根拠資料	自己点検書では確認できない基準の要求事項	実地審査前に送付を希望する補足資料	補足資料番号	実地審査で確認する資料	実地審査での説明者あるいは面談対象者と面談内容
1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開									
1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、実績、及び学生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。									
1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像（認定基準1.1）への準拠（しるべ）となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。 (a)地球観測から多面的に物事を考える能力とその素養 (b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解 (c)数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを活用する能力 (d)当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを活用する能力 (e)種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力									

縦409ポイント、10ポイントで1076文字が限界（Excel2016）

★請求する補足資料に「補足資料番号」を付ける。
★補足資料の請求をする。

審査の流れと審査チームが作成する文書

次やること：

「プログラム点検書（実地審査前）」をプログラム運営組織に送付しよう。概ね6週前



その次やること：

「プログラム点検書（実地審査前）」の「プログラムからの返答書」シートをうけとろう。概ね4週前。



プログラム点検書（実地審査前）ファイルの「実地審査計画書」シート」を作成しよう。基本事項の記載も忘れずに（主審査員）

「プログラムからの返答書」シートー プログラム側が記入

- ・ 自己点検書の読み落としや解釈の誤りなどの指摘
- ・ 補足資料の準備状況および準備予定状況
- ・ 実地審査で確認する資料の準備状況および準備予定状況
- ・ 実地審査での説明者あるいは面談対象者の手配状況

プログラム点検書（実地審査前） 【プログラムからの返答書】

番号	点検項目	自己点検書の読み落としや解釈の誤りなどの指摘事項	補足資料の準備状況および準備予定状況	補足資料番号	実地審査で確認する資料の準備状況および準備予定状況	実地審査での説明者あるいは面談対象者の手配状況
1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開					
1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。					
1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標(しるべ)となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。 (a)地球的視点から多面的に物事を考える能力とその委					

「未確認事項と手配依頼」シートから自動的に引き継ぐ

「実地審査計画書」シートー内容

主審査員はプログラムからの返答書に基づき、「実地審査計画書」に以下の項目を記入する

- 自己点検書および事前に送付を受けた補足資料では確認できない基準の要求事項
- 実地審査で確認する資料
- 実地審査での説明者/面談対象者/面談内容など
- 作業見込み時間
- 作業番号の付与

プログラム点検書（実地審査前） 【実地審査計画書】

番号	点検項目	自己点検書および事前に送付を受けた補足資料により確認できた基準の要求事項とその根拠資料	補足資料番号	自己点検書および事前に送付を受けた補足資料では確認できない基準の要求事項	実地審査で確認する資料	実地審査での説明者あるいは面談対象者と面談内容	作業見込み時間	作業番号
1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開							
1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。							
1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標(しるべ)となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。 (a)地球的視点から多面的に物事を考える能力							

「未確認事項と手配依頼」
シートから自動的に引き継ぐ

主審査員による準備作業 - 「基本事項」の記入

・「基本事項」シート

- プログラム情報、審査チーム構成、JABEE対応者、その他
- 「基本事項」のシートはプログラム点検書・審査報告書の「基本事項」シートとまったく同じ形式・内容なので、記入済みの「基本事項」シートをプログラム点検書・審査報告書にコピーして利用することが可能。

プログラム情報

審査種類		2019	年度実施
前回審査が中間審査の場合、 使用した認定基準及び実施年度			年度実施
前回新規審査又は認定継続審査 で使用した認定基準及び実施年度			年度実施

注: 「前回新規審査又は認定継続審査で使用した認定基準及び実施年度」は、前回審査が
中間審査の場合は、その前の審査について必ず記入のこと。

受審校情報や審査
員情報はなるべく
外部に出さない

プログラム名(和文)	
プログラム運営組織名 (学校名・学部名・学科名) (大学院名・研究科名・専攻名)	
プログラム運営組織名英語表記 (学校名・学部名・学科名) (大学院名・研究科名・専攻名)	
認定種別	
認定分野	
審査チーム派遣機関	

機密保持のため、基本事項を記入したファイルは主審査員のみ保有するのが望ましい

審査チーム構成

	氏名	所属	職名	専門分野
主審査員				
副審査員				
審査団長(兼務の場合も記入)				
副審査団長(兼務の場合も記入)				

原則、黄色のセルに記入

プログラム点検書（実地審査前）の構成

シート名	審査団長／主審査員の作業
使用法	内容を熟読する
基本事項	初期設定事項を記入する
標準工程表	実地審査日が決定した時点で記入する
未確認事項と手配依頼	審査団の意見を取り入れ集約しプログラムに送付する
プログラムからの返答書	プログラム側が作成する
実地審査計画書	実地審査の作業事項を整理し、時間等を管理する

基本事項は機密情報であるため取り扱い注意

II. プログラム点検書 （実地審査最終面談時） 及び総括報告文の作成

主審査員の責任で行うこと

実地審査前までに済ませましょう。

1. 「基本事項」シートへの記入
2. 「審査項目と前回審査の結果」シートへの記入
3. 「プログラム点検書（実地審査最終面談時）表紙」の確認
4. 「行動記録」シートへの記入（実地審査時に随時アップデート）（実地審査計画書から引続く）
5. プログラム点検書（実地審査最終面談時）の点検結果と根拠及び指摘事項をまとめて実地審査実施前の素案の作成。

主審査員の責任で行う初期設定

(4) 「行動記録」シートへの記入

- 実地審査前
- 実地審査時
- 実地審査後

審査チーム行動記録

実地審査前	
日時	内容
	ここには、経時的な行動記録、検討事項等を書く。(以下は「審査の手引き」に基づく参考) 審査チームメンバーへの初連絡(今後の連絡方法の確認等) 自己点検書受領確認(審査チーム全員) 審査員研修会で得た情報の審査チームへの伝達 実地審査時の宿泊先、会議室等の手配の確認(審査団長に協力して決定) プログラム点検書(実地審査前)の審査チームメンバー全員からの受領確認 プログラム点検書(実地審査前)に基づく、プログラム運営組織への質問ならびに補足資料準備等の要請 実地審査詳細スケジュールの決定(審査団長と協力して決定) 審査団長、審査チームメンバーとの連絡手段の確認

『根拠／指摘事項』に該当する「当日の行動」がわかるように詳細に記載する。

実地審査時	
日時	内容
	ここには、実地審査前日を含む審査日ごとの経時的な行動記録、審査事項等を書く。

実地審査後	
日時	内容
	プログラム点検書(実地審査後)および審査チーム報告書の原案作成に対する経時的な行動記録、検討事項等を書く。 追加説明書の受領または追加説明書の提出がないことの確認

「審査結果と指摘事項」の作成

当該点検項目（点検大項目も含む）の判定（S、W、D）をリストから選択する。

審査結果と指摘事項

番号	点検項目	前回新 規・継続 審査判 定	中間審 査の判 定	結 果	根拠	指摘事項
1	基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開					
	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムの関係者（教員、学生、関係機関等）に周知していること。この学習は、自立した技術者像（認定基準）に基づき、学習（しるべ）となっており、下位点(a)～(i)を水準を含めて具現化し、かつ、これら知識・能力の育成に定める事項が考慮されていること。					
1.2						
2	基準 2 教育手段					
	【カリキュラム・ポリシーに 科目の設計と開示】 プログラムは、公開されている教育課程編成・					

根拠欄には、判定の根拠となった文書（の中の該当部分）、実地審査で参照した資料の名称や面談の種類などを記入する。

指摘事項欄には以下を記入する。

S判定の場合：

特筆すべき点や改善が望まれる点等があれば記入し、
ない場合は「(なし)」と記入する。
ただし、中間審査の場合は必ず結果を記入する。

W、D判定の場合：

必ず判定の理由、改善が必要な点等を記入する。

「審査結果と指摘事項」の作成

S、W、Dと対応がとれた「指摘事項」欄の結び

- 「S」（満足） 「S」とした場合は、特筆すべき点や改善が望まれる点等があれば記載し、なければ「(なし)」と記入する。
 改善の指摘がある場合、下記のように記載する
 – …により、～に改善が望まれる。
- 「W」（弱点）
 – …により、～が十分でなく、改善が必要である。
- 「D」（欠陥）
 – …により、～について基準に適合していない。
- 「-」（非該当）
 – …により、該当しない。

ただし、中間審査の場合は、必ず結果を記入する

プログラム運営組織が解釈を誤ったり、分野審査委員会など実地審査に立ち会わない関係者が誤解しない記述を !!

「審査結果と指摘事項」の作成

点検大項目

「点検大項目」の判定は、当該点検大項目下の点検項目の最も低い判定結果と同じとする。

審査結果と指摘事項

番号	点検項目	前回新規・継続審査判定	中間審査の判定	結果	根拠	指摘事項
1	基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開					
1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像に対する社会の要求や学生のニーズ、プログラムの伝統、資源、環境が想定される分野等を考慮して定められていること。					
1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像（認定基準1.1）への橋渡し（するべ）となっており、下記の知識・能力点(a)～(i)を水準を含めて具体化したもの（知識・能力）であり、かつ、これら知識・能力観点に関して、認定基準に定める事項が考慮されていること。					
2	基準 2 教育手段					
	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程科目の設計と開示】 プログラムは、公開されている教育課程編成・					

「点検大項目」の根拠欄は記載不要。

「点検大項目」の判定を、当該点検大項目下の点検項目の最も低い判定結果よりも上位の判定とするのが妥当と判断する場合は、その意見を理由とともに記入する。（ただし、判定結果は変更しない。）

「点検大項目」の指摘事項欄には原則的に上記以外の記載は行わない。

審査結果と指摘事項の記入例

- 「審査結果と指摘事項」シートへの記入例が「審査結果と指摘事項の記入例」シートに記載されているので参照すること。

基準1の点検大項目の判定結果を選択してください。
なお、その判定結果よりも高い判定とするのが妥当と判断される場合は、その意見を理由とともに「根拠/指摘事項」に記入してください。
（「審査の手引き」参照）

判定の根拠となった文書（の中の該当部分）、実地審査で参照した資料の名称や面談の種類などを記入してください。

S判定の場合：
・特筆すべき点や改善が望まれる点等があれば記入し、ない場合は「（なし）」と記入してください。
・ただし、中間審査では、特筆すべき点や改善が望まれる点がない場合でも「基準に適合している」、「基準を満たしている」等を記入してください。

W、D判定の場合：
・必ず判定の理由、改善が必要な点等を記入してください。

番号	点検項目	前期審査 結果	中期審査 結果	結果	根拠	指摘事項
1	基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開					
1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。				例： aaaをxxxにより確認した bbbをyyyにより確認した cccをzzzにより確認した	例： （Wの場合）***については、***という問題があり、改善が必要である。 （Sで指摘事項がある場合）***については、***という懸念があり、改善が望まれる。 （Sで指摘事項がない場合）「（なし）」と記入する 中間審査では、Sで指摘事項がない場合でも下記のように記入する。 ***により基準に適合している。***により基準を満たしている。
1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像（認定基準1.1）への標（しるべ）となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。				例： aaaをxxxにより確認した bbbをyyyにより確認した cccをzzzにより確認した	中間審査の場合の記載例： （前回指摘事項） ***という問題があり、改善が必要である。 （今回審査結果） ***により基準に適合している。***により基準を満たしている。 あるいは ***については、***という懸念があり、改善が望まれる。 あるいは ***については、***という弱点があり、改善が必要である。

前回審査の【C】の取扱い

番号	点検項目	前回新規・継続審査判定	中間審査の判定	結果
2.2	【シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進】 プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する			

旧基準の3項目[2.2(1)、(2)、(3)]が統合されているため、3つの判定結果を表示

[C]W A

前回（旧基準での）審査の[C]、Wの項目は、今回中間審査の審査項目となる。ただし、新基準で旧基準の複数の項目が1つの項目に統合されている場合の中間審査での審査対象部分については、別途、具体的な内容を中間審査の審査団に通知する予定。

基準1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知

【意図】

プログラムによる学習・教育の前提となる「育成しようとする自立した技術者像」の公開と周知が適切になされているかどうか

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は入学時点以降にプログラムが公開した全ての自立した技術者像の説明と公開及び周知方法、周知の確認状況、及び技術者像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準1.1の補足：周知の確認方法

- 周知する仕組みができていて、実施されており、その実施状況を根拠をもって自己点検書等で説明されていることが前提。
- 学生への周知状況を確認するために、実地審査時に面談で学生に周知状況を尋ねることはあり得るが、その目的は当該学生が記憶しているかどうかではなく、プログラムによる実施状況が自己点検書等に記載されている通りなのかどうかを確認するためである。

基準1.1 判定の目安

認定基準への適合が数年(6年)
以内に危うくなる恐れが強い

満足 (S)	弱点 (W)	欠陥 (D)
◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 適切になされている。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 適切になされている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に 行われる見込みが高い。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 一部不足しており、迅速な 対処が必要である。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 一部不足しており、迅速な 対処が必要である。 ◇ 継続性 継続的に行われる見込みが 低い。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 ● 定められていない。 ● 公開・周知がなされていないか、著しく不足している。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 全くなされていないか、著しく不足している(社会通念上の「技術者像」から大きく異なっている場合を含む)。

概ね全てが満たされているか

いずれかに該当するか

迅速な対処により適合を
維持できる見込みが高い

いずれかに該当するか

現時点で重大な影響

プログラム点検書・審査報告書記入例（旧） 基準 1 （1）

1(1)	(1)プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。	[C] 本コースは工学部の理念に則った自立した技術者像が定められていることを自己点検書、添付資料、実地審査で確認した。この技術者像は前身学科の理念や伝統、資源が引き継がれ、修了生の大半が土木工学分野の技術者として活躍していること、社会の要求にも配慮されていることを自己点検書、添付資料、実地審査で確認した。さらに、その技術者像は工学部や本コースのホームページやパンフレットで広く学内外に公開され、当該プログラムにかかわる教員及び学生に周知されていることを自己点検書、添付資料、実地審査で確認した。しかしながら、その技術者像の設定において、学生の要望を十分に配慮しているとはいえず、改善が望まれる。
------	--	---

プログラム点検書・審査報告書記入例 基準 1. 1

【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。	自己点検書1.1、添付資料T02「企業へのアンケート」、工学部ホームページ、実地審査で確認した「工学部入試案内」、学生及び教員との面談により、 1) 工学部の理念に則った自立した技術者像が定められ、工学部や本コースのホームページやパンフレットで広く学内外に公開され、当該プログラムにかかわる教員及び学生に周知されていること、 2) この技術者像は前身学科の理念や伝統、資源が引き継がれ、修了生の大半が当該分野の技術者として活躍していること、 3) この技術者像は社会の要求にも配慮されていること、を確認した。	実地審査で調査した書類や関係者からのヒアリングによっても、技術者像の設定において、学生の要望を配慮しているという根拠が示されなかった。技術者像の設定において学生の要望に配慮するよう改善が望まれる。
---	---	---

プログラム点検書・審査報告書記入例 基準2. 4

【アドミSSION・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ】 プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミSSION・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。	S 自己点検書2.4、添付資料T05「学生便覧」、工学部ホームページ、「工学部入試案内」により、 1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるためにアドミSSIONポリシーや具体的な選抜方法が定められ、学内外に開示されていること、 2) それに従って選抜が行われていること、 3) 学内の他のプログラムからの履修生の編入を認めるための具体的方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること、を確認した。 ただし、現在までこの方法により編入した学生はいない。 共通教育等の後に本プログラム履修生を決める制度及び学生をプログラムの履修生として学外から編入させる制度は存在しない。	(なし)
---	---	-------------

基準3.1 判定の目安

認定基準への適合が数年(6年)
以内に危うくなる恐れが強い

満足 (S)	弱点 (W)	欠陥 (D)
◇ 個々の科目の達成度評価 定められた評価方法と評価水準で適切に実施されていることを、点検・確認している。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目などで<u>一部不十分</u>な状況がある、又は、その点検・確認について<u>一部不十分</u>な状況にあり、迅速な対処が必要である。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目において定められた評価方法と評価水準で行っていないなど個々の科目の達成度評価が不十分である、又は、その点検・確認が不十分である、ことにより、<u>カリキュラム全体としての学習・教育到達目標達成に著しく影響する恐れ</u>がある。
◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 定められた方法と水準で適切に実施されていることを、点検・確認している。	◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認について、<u>一部不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。	◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認が不十分な状況にあり、履修生の<u>学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れ</u>がある。
◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 全ての修了生が学習・教育到達目標を達成していることが、点検・確認されている。	◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認について、<u>一部不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。	◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認が、不十分な状況にあり、<u>全修了生が修了時点で学習・教育到達目標を達成していることを確認できない</u>。
◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 継続性 今後6年間以内に支障が生じる恐れが大きい。	

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

プログラム点検書・審査報告書記入例 基準 3. 1

3.1 【学習・教育到達目標の達成】 プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。	自己点検書3.1、添付資料T91「学習記録ポートフォリオ」、T92「達成度評価の観点と指標」、<u>実地審査で確認した学期試験答案</u>により、シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていることを確認した。 自己点検書3.1、添付資料T07「他の教育機関で習得した単位認定」により、学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められていることを確認したが、これまでにそれに従って単位認定が行われたことはない。 編入学制度は存在せず、転コース等による本コースへの転入者もないため、編入生等が編入前に取得した単位に関する評価方法や単位認定は存在しない。	添付資料のT90「シラバス」T91「学習記録ポートフォリオ」に示される主要な科目の一部において、科目ごとの到達目標に対する達成度が十分に評価されていないため、改善が必要である。またそれにより、学習・教育到達目標の達成度評価が十分に行われているとはいえず、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことの点検・確認が十分とは言えないので改善が必要である。
--	---	--

総括報告文の作成（通常審査のみ）

- 実地審査の最後に読み上げるもの
 - プログラム側には手渡さない、認定の可否には触れない
 - プログラム点検書(実地審査最終面談時)の内容が基本
 - 特記すべき優れた内容について触れる
 - プログラム点検書（実地審査最終面談時）には記入欄なし
 - プログラム点検書（実地審査後）には記入欄あり
 - 雛形はないが、以下の点を含ませるのがよい
 - JABEEによる技術者教育認定審査の理念・目的
 - 教育機関への謝辞
 - プログラムの優れた点
 - 点検結果（特にWおよびDに関する事項）
 - 今後の手続き（追加説明書を1週間以内に提出することが可能）
- プログラム点検書（実地審査最終面談時）をプログラム運営組織に手渡す

Ⅲ. 実地審査以降のプログラム点検書 ／審査報告書について

審査の流れと審査チームが作成する文書 (通常審査の場合)

- ・ 審査チーム内使用に限定（プログラム運営組織へは渡さない）
- ・ 使用するかは任意

認定申請（プログラム運営組織）
審査チームの選定（審査チーム派遣機関）
自己点検書の受領

プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】

2週間まで

プログラム点検書（実地審査前）

9月中旬～
11月第2週

実地審査
プログラム点検書（実地審査最終面談時）
総括報告文

1週以内
2週以内
4週以内
6週以内
その後

追加説明書（プログラム運営組織）
プログラム点検書（実地審査後）
異議申立書、改善報告書（プログラム運営組織）
審査チーム報告書
分野別審査報告書、最終審査報告書
認定可否、不服申し立て

プログラム点検書（実地審査後）

- 主審査員がプログラム点検書(実地審査最終面談時)、**追加説明書**（あれば）に基づき作成
- 表紙に新たに記入する主な事項
 - 審査チームの所見
 - プログラムの特に優れているところ：
 - プログラムの主要な問題点：

プログラム点検書（実地審査後）－ 表紙

Ⅱ. 審査チームの所見

プログラムの特に優れているところ

判定結果で示すことのできないプログラムの優れた点を記入して下さい。たとえば、つぎのようなことがらを記入します。

- ・プログラムの特に優れているところ
- ・教育機関がそのプログラムの特長をさらに伸ばしていく上でのヒント

プログラムの主要な問題点

プログラムに問題がある場合、問題点の総括的な説明を記入してください。
 （当該プログラムの問題の根本はどこにあって、それがどのように波及しているのかを以下の例を参考にして総括的に述べてください。）

例1:

このプログラムは、エンジニアリングデザインに関する学習・教育到達目標が具体的でないために、その達成のためのカリキュラム構成に弱点（or 懸念）があり、各科目の到達目標が不明確である。具体的には、学習目標、教育到達目標、各科目の到達目標が不明確である。

審査の流れと審査チームが作成する文書 (通常審査の場合)

- ・ 審査チーム内使用に限定（プログラム運営組織へは渡さない）
- ・ 使用するかは任意

認定申請（プログラム運営組織）
審査チームの選定（審査チーム派遣機関）
自己点検書の受領

プログラム点検書（実地審査前）【審査員記入用】

2週間まで

プログラム点検書（実地審査前）

9月中旬～
11月第2週

実地審査
プログラム点検書（実地審査最終面談時）
総括報告文

1週以内

追加説明書（プログラム運営組織）

2週以内

プログラム点検書（実地審査後）

4週以内

異議申立書、改善報告書（プログラム運営組織）

6週以内

審査チーム報告書

その後

分野別審査報告書、最終審査報告書
認定可否、不服申し立て

- 主審査員がプログラム点検書（実地審査後）、改善報告書（あれば）、異議申立書（あれば）に基づき作成する。
- 新たに記入する主な事項
 - プログラム点検書（実地審査後）に対するプログラム運営組織の対応
 - 審査年度前年度修了生の同一性確認結果
 - 総合評価

IV. 審査に臨むにあたって

審査に臨むにあたって（1/2）

- （特に主審査員は）できることはすべて事前に行っておく。
- 当該年度の「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「自己点検書作成の手引き」、「審査の手引き」を熟読する。
- 自己点検書を十分な時間をかけて読み、事前質問事項、補足資料として必要なものを整理する。
- 実地審査は時間が短いので、予め決めていた事項の確認・点検・面談しかできないと思っておく方がよい。

審査に臨むにあたって（2/2）

- 書面のやりとりは十分なコミュニケーションが図れない恐れもあるため、記述には十分注意する。
（感情論や議論のすれ違いは双方にとって不幸。）
- 審査チームは、当該プログラムが認定基準を満たしているか、を点検することを通じて『当該プログラムの改善を支援する』ことを肝に銘じるべき。
（ただし、言及するのは基準の点検項目を満たしているか否かのみ。持論を押し付けないこと。）
- 上記の目的を認識し、問題点の発見に終始せず、推奨すべき長所の発見にも意を尽くす。

プログラム点検書・審査報告書 の記載方法 終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブ
サイトの「認定・審査」ページから！

審査にあたっては、あるいは審査研修員としての参加にあたっては必ずその年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

<https://jabee.org>

資料4-3

審査報告書実例に基づく 演習と解説 2019度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

これらは実際にあった事例（すべて認定継続審査）をもとにしています。

- 最近数年間の二次審査報告書の実例から7例をピックアップしました。したがって、旧基準での例であることにご注意願います。
- 分野別審査委員会や、JABEEの認定・審査調整委員会での調整審議に付す前の審査チームとしての最終結果であり、JABEEとしての最終結果ではありません。

- 審査結果の全体像を把握しやすくするため、特に調整審議の対象となりやすい傾向のある以下の項目を抜き出しました。

新基準1.2 学習・教育到達目標の設定と公開

新基準2.1 カリキュラム・科目の設計

新基準3.1, 3.2 学習・教育到達目標の達成

新基準4.1, 4.2 教育点検、継続的改善

- プログラム名やそれを特定できる情報などを削除・修正して架空のものにしてありますが、判定や根拠・指摘事項には極力手を加えていません。（不適切な部分は不適切なままです）
- 以下の説明では、個々の事例のすべての問題点には言及しきれていません。

- この説明は過去の実例に基づいているため、旧基準の点検項目で示されています。
- 関連部分の新旧基準間の対応は以下の通りです。

	旧基準の項目	新基準の項目
学習・教育到達目標の設定と公開	1(2)	1.2
カリキュラム・科目の設計	2.1(1), (2)	2.1
学習・教育到達目標の達成	3(1)-(5)	3.1, 3.2
教育点検、継続的改善	4.1(1), 4.2	4.1, 4.2

- 新基準では、点検項目の区分けが大括りになっていますが、認定基準が全体として求めている内容は旧基準と変わりません。

実例①～⑦の判定結果一覧

旧基準	新基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1(2)	1.2	C	A	C	C	C	W	C
2.1(1)	2.1	C	W	A	C	C	W	A
2.1(2)		C	A	C	A	W	A	C
3(1)	3.1	C	A	C	A	W	A	W
3(3)		A	W	A	A	W	A	W
3(4)		A	A	A	A	W	A	W
3(5)	3.2	C	A	C	C	W	C	W
4.1(1)	4.1	A	A	A	A	C	C	A
4.2	4.2	C	A	A	A	W	C	W

注：以降のスライドでは、判定結果は旧基準の「ACWD」で示しています。

点検項目の番号は新基準で表記

- 2.1のカリキュラムやの科目の妥当性は、1.2の学習・教育到達目標の適切性に依存する。
- 3.1の科目の達成度評価は、2.1のシラバスの適切性に依存する。
- 3.1の学習・教育到達目標の達成は、2.1のカリキュラムの適切性に依存する。
- 3.2の知識能力観点(a)-(i)からの点検は、1.2, 2.1, 3.1に総合的に依存する。
- 問題点が目立つ場合は、4.1の教育点検や4.2の継続的改善に問題があることが多い。

- 点検項目相互の関連性に照らして、個々の判定結果の間に整合性があるかのチェックも必要。
- 個々の点検項目の審査における見落とし防止にも役立つ。
- 問題点の内容によっては、他の点検項目に波及しないケースもあるので、問題点の実態を見極めた総合的な判断が必要。形式的な「連動」ではない。
- 新基準では、点検項目が大括りになっているが、各点検項目内の上記各要素の相互関係にも配慮した審査が必要。

実例①の項目間整合性分析

旧基準	①	
1(2)	C	チームで仕事をする能力の言及がない点の指摘、周知に関する懸念
2.1(1)	C	技術者倫理関連科目に関する前回審査指摘事項の未修正を指摘
2.1(2)	C	
3(1)	C	一部シラバスの不備の指摘
3(3)	A	
3(4)	A	複数の学習・教育到達目標を担う科目の評価が適正か不明との指摘
3(5)	C	
4.1(1)	A	(a)-(i)の達成度保証が不明と指摘
4.2	C	アンケートや教育評価が定常的に実施されていないことの指摘

実例①の項目間整合性分析

旧基準	①
1(2)	C
2.1(1)	C
2.1(2)	C
3(1)	C
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	A
4.2	C

チームで仕事をする能力の言及がない点の指摘、周知に関する懸念

技術者倫理関連科目に関する前回審査指摘事項の未修正を指摘

一部シラバスの不備の指摘

複数の学習・教育到達目標を担う科目の評価が適正か不明との指摘

(a)-(i)の達成度保証が不明と指摘

アンケートや教育評価が定常的に実施されていないことの指摘

1(2)の影響は及ばないかの検討も必要

2.1(1)や3(1)の問題が波及しないのか説明が必要

1(2)、2.1(1)、3(3)などで関連する問題点の指摘は必要ないか？

実例①の新基準での審査のポイント

新基準	①
1.2	C
2.1	C
	C
3.1	C
	A
	A
3.2	C
4.1	A
4.2	C

チームで仕事をする能力の言及がない点の指摘、周知に関する懸念

技術者倫理関連科目に関する前回審査指摘事項の未修正を指摘

一部シラバスの不備の指摘

複数の学習・教育到達目標を担う科目の評価が適正か不明との指摘

(a)-(i)の達成度保証が不明と指摘

アンケートや教育評価が定常的に実施されていないことの指摘

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Cに相当する事項については、漏れなく指摘事項を付す。
- 教育点検・改善が有効に機能していれば、この事例では、すべてSになる可能性が高い。

実例①の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次 審査	根拠・指摘事項
2.1(2)	(2)カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。	C	共通教育科目および一部の専門科目のシラバスに<u>不備があること</u>により，シラバスの改善が望まれる。

実例①の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
2.1(2)	(2)カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。	C	共通教育科目および一部の専門科目のシラバスに<u>不備があること</u>により、シラバスの改善が望まれる。 • 具体的にどのような不備があるのか不明 • 主要科目が含まれているのか不明

実例①の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(1)	(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	C	<u>一つの科目で複数の学習・教育到達目標を担う</u> 場合、それぞれの達成度が適正に評価されているかどうか不明であり、達成目標ごとの到達目標に対する達成度評価に懸念がある。

実例①の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(1)	(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	C	<u>一つの科目で複数の学習・教育到達目標を担う</u> 場合、それぞれの達成度が適正に評価されているかどうか不明であり、達成目標ごとの到達目標に対する達成度評価に懸念がある。

- ・ 問題のある科目の重要度や、カリキュラム全体に占める割合がわからない。
- ・ 多数の主要科目に問題がある場合は、Cではすまない可能性がある。

実例①の根拠・指摘事項分析（3）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(4)	(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。	A	「 <u>JABEE判定資料</u> 」により、基準を満たしている。

実例①の根拠・指摘事項分析（3）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(4)	(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。	A	「 JABEE判定資料 」により、基準を満たしている。

- 資料の内容がわからない。
- これまでの実績を確認しただけで、今後も担保するためのシステムを確認していないのでは？

実例①の根拠・指摘事項分析（４）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
4	基準 4 教育改善		
4.2	4.2 継続的改善		
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	C	2006年以降、 <u>外部アンケート</u> が実施されていないこと、教育評価委員会による <u>教育評価</u> が学期毎に定常的に実施されていないことより継続的な教育活動の改善に懸念がある。

実例①の根拠・指摘事項分析（４）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
4	基準 4 教育改善		
4.2	4.2 継続的改善		
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	C	2006年以降、 <u>外部アンケート</u> が実施されていないこと、教育評価委員会による <u>教育評価</u> が学期毎に定常的に実施されていないことより継続的な教育活動の改善に懸念がある。

- 教育改善ではなく、教育点検に関する内容ではないか？
- 教育改善の状況が読み取れない。

実例②の項目間整合性分析

旧基準	②
1(2)	A
2.1(1)	W
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	W
3(4)	A
3(5)	A
4.1(1)	A
4.2	A

デザインに関する
科目の不足を指摘

シラバス通りの評
価が行われていな
い科目の存在を指
摘

実例②の項目間整合性分析

旧基準	②
1(2)	A
2.1(1)	W
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	W
3(4)	A
3(5)	A
4.1(1)	A
4.2	A

デザインに関する
科目の不足を指摘

個々の科目の評価
に関しては3(1)で指
摘すべき

シラバス通りの評
価が行われていな
い科目の存在を指
摘

科目の達成度評価
に問題があれば、
3(4)、3(5)にも影響
が及ぶはず

認定継続審査で重
大な問題がある場
合は、教育点検や
教育改善に問題が
あるのでは？

全般に根拠指摘事項の記述
が不足しており、適切な審
査がなされたかわからない

実例②の新基準での審査のポイント

新基準	②
1.2	A
2.1	W
	A
3.1	A
	W
	A
3.2	A
4.1	A
4.2	A

デザインに関する
科目の不足を指摘

シラバス通りの評
価が行われていな
い科目の存在を指
摘

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Wを含む点検項目については、プログラムの教育点検・改善で対応できると判断できれば、Sと判定して指摘事項を付す。そうでなければ、Wと判定する。

実例②の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
1	基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開		
1 (2)	(2)プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。	A	表2に対応付けが明示されている。

実例②の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
1	基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開		
1 (2)	(2)プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。	A	表2に対応付けが明示されている。 - 学習・教育到達目標が設定されていることしか伝わらない。 - 目標の適切性、具体性、水準、公開・周知状況については、確認できたのか実態が全くわからない。

実例③の項目間整合性分析

旧基準	③
1(2)	C
2.1(1)	A
2.1(2)	C
3(1)	C
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	A
4.2	A

チームワークの具体
化の観点からの改善
が望ましいとの指摘

シラバスに評価基準
が示されていない点
を指摘

2.1(2)の問題による適
切な評価に対する懸
念を指摘

1(2)の問題点による
チームワークへの未
対応を指摘

実例③の項目間整合性分析

旧基準	③
1(2)	C
2.1(1)	A
2.1(2)	C
3(1)	C
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	A
4.2	A

チームワークの具体化の観点からの改善が望ましいとの指摘

シラバスに評価が示されていない点を指摘

2.1(2)の問題による適切な評価に対する懸念を指摘

1(2)の問題点によるチームワークへの未対応を指摘

1(2)の問題が3(5)に影響を与えるなら、カリキュラムにも指摘はないのか？

3(1)の問題があるのにAは妥当か？
1(2)の問題の影響が及ばないのか？

実例③の新基準での審査のポイント

新基準	③
1.2	C
2.1	A
	C
3.1	C
	A
	A
3.2	C
4.1	A
4.2	A

チームワークの具体化の観点からの改善が望ましいとの指摘

シラバスに評価基準が示されていない点を指摘

2.1(2)の問題による適切な評価に対する懸念を指摘

1(2)の問題点によるチームワークへの未対応を指摘

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Cに相当する事項については、漏れなく指摘事項を付す。
- 教育点検・改善が有効に機能していれば、この事例では、すべてSになる可能性が高い。

実例③の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準 3 学習・教育到達目標の達成		
3(1)	(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	C	シラバスには「成績の評価方法と評価項目」の記載はあるものの、 <u>評価基準が示されていないため</u> 、科目ごとの到達目標に対する達成度が適切に評価されるように、改善が望まれる。

実例③の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準 3 学習・教育到達目標の達成		
3(1)	(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	C	シラバスには「成績の評価方法と評価項目」の記載はあるものの、 <u>評価基準が示されていないため</u> 、科目ごとの到達目標に対する達成度が適切に評価されるように、改善が望まれる。

- 問題のある科目のカリキュラム全体に対する割合や、科目の重要度によっては、Cではすまない可能性がある。

実例③の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次 審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(3)	(3)プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。	A	<u>合計授業時間を算定することにより、プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法</u> と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていることを自己点検書、表2および評価結果記録などにより確認した。

実例③の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準3 学習・教育到達目標の達成		
3(3)	(3)プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。	A	<u>合計授業時間を算定することにより、プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法</u> と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていることを点検書、表2および評価結果記録などに確認した。

- ・ アウトカムズ評価の考え方と整合しない方法のように読み取れる
- ・ 達成度を適切に評価していることを説明できるか？（Aではない可能性が高い）

実例④の項目間整合性分析

旧基準	④
1(2)	C
2.1(1)	C
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	A
4.2	A

(a)に関連した学習・教育到達目標(E)の問題を指摘

一部の学習・教育到達目標の小項目の達成に寄与する科目群の設定の問題を指摘

1(2)、2.1(1)の問題の影響により、改善が望まれるとの指摘

実例④の項目間整合性分析

旧基準	④
1(2)	C
2.1(1)	C
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	A
4.2	A

(a)に関連した学習・教育到達目標(E)の問題を指摘

一部の学習・教育到達目標の小項目の達成に寄与する科目群の設定の問題を指摘

1(2)、2.1(1)の問題の影響により、改善が望まれるとの指摘

1(2)、2.1(1)の問題の影響が3(5)に及ぶのであれば、3(3)や3(4)にも及ぶのではないか？

実例④の新基準での審査のポイント

新基準	④
1.2	C
2.1	C
	A
3.1	A
	A
	A
3.2	C
4.1	A
4.2	A

(a)に関連した学習・教育到達目標(E)の問題を指摘

一部の学習・教育到達目標の小項目の達成に寄与する科目群の設定の問題を指摘

1(2)、2.1(1)の問題の影響により、改善が望まれるとの指摘

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Cに相当する事項については、漏れなく指摘事項を付す。
- この事例では、教育点検・改善が有効に機能していそうなので、すべてSになる可能性が高い。

実例④の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準 3 学習・教育到達目標の達成		
3(3)	(3)プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。	A	各学習・教育到達目標に関わる授業科目群ごとに達成度が評価された上で、 <u>コース教育教員連絡会議で修了判定が実施されており、総合的な評価が行われている</u> ことから、基準を満たしている。

実例④の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準 3 学習・教育到達目標の達成		
3(3)	(3)プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。	A	各学習・教育到達目標に関わる授業科目群ごとに達成度が評価された上で、 <u>コース教育教員連絡会議で修了判定が実施されており、総合的な評価が行われている</u> ことから、基準を満たしている。

- これまでの実施記録を確認したにとどまる。
- 今後の適切な運用を担保できるルールやシステムの確認が必要。

実例⑤の項目間整合性分析

旧基準	⑤
1(2)	C
2.1(1)	C
2.1(2)	W
3(1)	W
3(3)	W
3(4)	W
3(5)	W
4.1(1)	C
4.2	W

シラバスの不備
（科目の位置づけ、
内容の具体性、評
価方法・基準が不
明）の指摘

2.1(2)のシラバスの
不備が波及的に影
響

1(2), 2.1(2)などに問
題が残っているた
め、教育改善に改
善の必要ありと判
断

実例⑤の新基準での審査のポイント

新基準	⑤
1.2	C
2.1	C
	W
3.1	W
	W
	W
3.2	W
4.1	C
4.2	W

シラバスの不備
(科目の位置づけ、
内容の具体性、評
価方法・基準が不
明)の指摘

2.1(2)のシラバスの
不備が波及的に影
響

1(2), 2.1(2)などに問
題が残っているた
め、教育改善に改
善の必要ありと判
断

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Wを含む点検項目については、プログラムの教育点検・改善で対応できると判断できれば、Sと判定して指摘事項を付すが、この事例では難しい可能性が高い。

実例⑥の項目間整合性分析

旧基準	⑥
1(2)	W
2.1(1)	W
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	C
4.2	C

技術者像の中で学
習・教育到達目標
に反映されていな
い項目の存在
学習・教育到達目
標に(a)-(i)のいず
れを具体化したのか
不明なものの存在

1(2)の問題の波及

実例⑥の項目間整合性分析

旧基準	⑥
1(2)	W
2.1(1)	W
2.1(2)	A
3(1)	A
3(3)	A
3(4)	A
3(5)	C
4.1(1)	C
4.2	C

技術者像の中で学習・教育到達目標に反映されていない項目の存在

学習・教育到達目標に(a)-(i)のいずれを具体化したのか不明なものの存在

1(2)の問題の波及

1(2)の問題は波及していない
3(3), 3(4)の観点から問題がないのであれば、1(2)の問題はCレベルなのでは？

実例⑥の新基準での審査のポイント

新基準	⑥
1.2	W
2.1	W
	A
3.1	A
	A
3.2	C
4.1	C
4.2	C

技術者像の中で学習・教育到達目標に反映されていない項目の存在
学習・教育到達目標に(a)-(i)のいずれを具体化したのか不明なものの存在

1(2)の問題の波及

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Wを含む点検項目については、プログラムの教育点検・改善で対応できると判断できれば、Sと判定して指摘事項を付す。そうでなければ、Wと判定する。

実例⑥の根拠・指摘事項分析（１）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
3	基準 3 学習・教育到達目標の達成		
3(5)	(5)修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。	[C]	基準1(2)に於いて、学習・教育到達目標B-2は、基準1(2)の(a)～(i)の各内容を具体化したものであることが示されておらず、修了生は教育プログラムのB-2を除いた学習・教育到達目標を達成することにより、(a)～(i)の内容を身につけていると、表2に示されている。一方、B-2を含めた学習・教育到達目標に対応した科目がカリキュラムに配置され、各科目の学習到達目標を鑑みると、B-2を含めた学習・教育到達目標を達成することによって、(a)～(i)の内容を身につけていると判断できる。また、平成28年度新任教員に対する説明会で使用したJABEE旧基準(2010-2015)の資料に於いては、B-2を含めた全ての学習・教育目標が(a)～(h)の各内容を具現化していると示されているので、新基準(2012-)に於いても同様に、B-2は(a)～(i)のいずれかの内容を実質的に具現化しており、(a)～(i)の内容を身につけることに寄与していると判断できる。しかし、学習・教育到達目標と(a)～(i)との対応はホームページへの掲載等によって教員及び学生に周知されており、B-2は(a)～(i)の内容を身につけることに寄与していないと認識される恐れが有るので、B-2を達成することにより身につけることができる(a)～(i)の内容を明確に示すように、改善が望まれる。

- 学習・教育到達目標の設定と公開に関するものであり、1(2)で指摘すべきものである。

実例⑥の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
4	基準 4 教育改善		
4.2	4.2 継続的改善		
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	[C]	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みとして、6年毎に実施される修了生・企業対象アンケートと学生対象アンケートによる社会の要求と学生の要望の調査結果、学習・教育到達目標検討会議の検討結果、内部点検結果、外部評価委員会の外部評価結果等の結果を受けて、学習・教育到達目標の改善を図る仕組みがあり、また、毎年実施される点検評価委員会の点検結果を受けて、卒業生・企業対象アンケートによる社会の要求、授業評価アンケート・学生意見箱・寮生意見箱による学生の要望意見にも配慮して、教育環境や教育方法・手段の改善を図る仕組みがあり、それらの活動が継続的に行われていることを、自己点検書の記述、添付資料教育点検・改善システムの基本サイクル及び実地審査での各種会議議事録の閲覧により確認した。しかし、基準1(1)に於いて、企業向けアンケートで技術者像に対する社会の要求を調査していない等、JABEE新基準(2012-)への対応に於いて見落とし事項が存在したり、また、基準4.1(2)に於いて、外部評価委員会の開催頻度の変更に伴い、外部評価委員からの意見や要求の収集に関して懸念が有るなど、変更や改善が行われたことによって発生する問題点を把握するように、改善が望まれる。

実例⑥の根拠・指摘事項分析（2）

番号	点検項目	二次審査	根拠・指摘事項
4	基準 4 教育改善		
4.2	4.2 継続的改善		
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	[C]	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みとして、6年毎に実施される修了生・企業対象アンケートと学生対象アンケートによる社会の要求と学生の要望の調査結果、学習・教育到達目標検討会議の検討結果、内部点検結果、外部評価委員会の外部評価結果等の結果を受けて、学習・教育到達目標の改善を図る仕組みがあり、また、毎年実施される点検評価委員会の点検結果を受けて、卒業生・企業対象アンケートによる社会の要求、授業評価アンケート・学生意見箱・寮生意見箱による学生の要望意見にも配慮して、教育環境や教育方法・手段の改善を図る仕組みがあり、それらの活動が継続的に行われていることを、自己点検書の記述、添付資料教育点検・改善システムの基本サイクル及び実地審査での各種会議議事録の閲覧により確認した。しかし、基準1(1)に於いて、企業向けアンケートで技術者像に対する社会の要求を...していない等、JABEE新基準(2012-)への対応に於いて見落とし事項が存在...また、基準4.1(2)に於いて、外部評価委員会の開催頻度の変更に伴...委員からの意見や要求の収集に関して懸念が有るなど、変更や...によって発生する問題点を把握するように、

- 教育点検に関するものであり、4.1(1)で指摘すべきものである

実例⑦の項目間整合性分析

旧基準	⑦
1(2)	C
2.1(1)	A
2.1(2)	C
3(1)	W
3(3)	W
3(4)	W
3(5)	W
4.1(1)	A
4.2	W

個別基準の考慮が不明確であることを指摘

詳細な評価基準が学生に開示されていないことを指摘

シラバスに記載された評価方法・評価基準に従った評価を十分実施していない科目の存在を指摘

3(1)の問題が連鎖的に波及

改善活動が不十分との指摘

実例⑦の項目間整合性分析

旧基準	⑦
1(2)	C
2.1(1)	A
2.1(2)	C
3(1)	W
3(3)	W
3(4)	W
3(5)	W
4.1(1)	A
4.2	W

個別基準の考慮が不明確であることを指摘

1(2)の問題点が波及しないことを確認する必要あり

詳細な評価基準が学生に開示されていないことを指摘

シラバスに記載された評価方法・評価基準に従った評価を十分実施していない科目の存在を指摘

3(1)の問題が連鎖的に波及

改善活動が不十分との指摘

実例⑦の新基準での判定のポイント

新基準	⑦
1.2	C
2.1	A
	C
3.1	W
	W
	W
3.2	W
4.1	A
4.2	W

個別基準の考慮が不明確であることを指摘

詳細な評価基準が学生に開示されていないことを指摘

シラバスに記載された評価方法・評価基準に従った評価を十分実施していない科目の存在を指摘

3(1)の問題が連鎖的に波及

改善活動が不十分との指摘

- 旧基準のAとCのみの点検項目は原則としてSと判定する。
- Wを含む点検項目については、プログラムの教育点検・改善で対応できると判断できれば、Sと判定して指摘事項を付すが、この事例では難しい可能性が高い。

- プログラム関係者や各段階の審査委員会関係者にとって、的確に効率よく理解できる表現が必要
 - 簡潔でポイントをおさえた記述（適切な分量、判断につながる最終結果を中心とした記載）
 - 第三者が理解できない表現や用語を使用しない
 - 審査のプロセスを必要以上に克明に記載しない
- 認定基準の要求事項を漏れなく確認する（新基準は大括りになっており、複数の要求事項がある場合に注意）
- 問題点の本質を精査し、適切な点検項目で指摘する（関連の点検項目で初めて気づいた問題点に注意）
- 点検項目内の要素間の関連性を精査することにより、問題点の見落とし防止や審査の質向上につなげる

まとめ (2)

- 新基準による審査では、従来Wと判定していた事例でも、プログラムの教育点検・教育改善の仕組みにより今後の適切な対応が可能と判断される場合はSと判定する。このような判定が可能かは、以下の観点などから総合的に判断する。
 - プログラムの教育点検により、審査前の時点で当該問題点をプログラム自身が把握している。
 - 当該問題点の解消に対する取り組みが、プログラムの教育改善活動の一環として既に行われている。あるいは、実行可能な具体的改善策が策定されている。
 - プログラム自身による教育点検・教育改善の仕組みが日頃から有効に機能しており、十分な実績がある。

Sと判定した場合でも、問題点は指摘事項として明記する。